別添６

調査票（適性評価）

１　調査票の記載又は記録に当たっての留意事項

 氏（以下「評価対象者」といいます。）について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和６年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」といいます。）第12条第１項に規定する適性評価を実施するため必要がありますので、２の各調査事項について、該当の有無を記載し、又は記録するとともに、該当がある場合は、その内容を具体的に記載し、又は記録した上で、この調査票に記載し、又は記録した年月日やあなたの氏名等を記載し、又は記録して、この調査票を適性評価における調査を担当する職員に提出してください。

この調査票は、評価対象者が重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないかを評価するためにあなたに記載又は記録を依頼するものであり、人事評価を目的とするものではありません（なお、適性評価の実施に当たって取得する個人情報については、人事評価や人事考課、解雇、懲戒処分、不利益な配置の変更等に用いるなど重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用したり、他に提供したりすることは、重要経済安保情報保護活用法の規定により禁じられています。）。記載又は記録に当たっては、あなたが把握している事実に基づき、あなたの所見をありのままに記載し、又は記録してください。

評価対象者への質問とは別にこの調査が行われる趣旨を踏まえ、この調査票の記載又は記録の前後を問わず、評価対象者に記載又は記録内容についての確認を行わないでください。

なお、この調査票により把握した評価対象者に関する情報は、評価対象者に示される可能性があります。

適性評価は、重要経済安保情報保護活用法第12条第２項各号に掲げる事項について、必要な範囲内において評価対象者やその知人に質問したり、公務所等へ照会したりするなどの調査を行い、その結果に基づいて実施します。今回あなたが記載し、又は記録した内容のみによって評価対象者の評価がなされるものではなく、他の調査結果と合わせ、評価対象者の個別具体的な事情を十分に考慮した上で、総合的に判断されます。

後日、適性評価における調査を担当する職員から、この調査票を参考としつつ、あなたに質問を行うことがあります。

＜担当＞

【内閣府又は〇〇省】　局　課

住所

電話

電子メール

記入日：　年　月　日

所属部署：

役職：

氏名：

電話：

電子メール：

２ 調査事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 調査項目 | 該当すると認められる場合に✓印を記載し、又は記録してください。 | 内容 |
| * **重要経済基盤毀損活動との関係①**

評価対象者が、重要経済基盤毀損活動（注）を行ったこと、又はこうした活動を支援したことが認められますか。 | [ ]  認められる |  |
| 評価対象者が、上記の活動を行う団体のメンバーだった、又は、現在メンバーであることが認められますか。 | [ ]  認められる |  |
| 評価対象者が、上記の活動を行う団体を支援したことがある、又は、現在支援していることが認められますか。 | [ ]  認められる |  |
| * **重要経済基盤毀損活動との関係②**

評価対象者に、業務以外で繰り返し連絡を取ったり、会ったりしている外国政府関係者や外国人がいることが認められますか。 | [ ]  認められる |  |
| * **犯罪や懲戒の経歴**

評価対象者が、罪を犯し、有罪の判決を受けたことがある、又は、職業上の懲戒処分を受けたことがあると認められますか。 | [ ]  認められる |  |

（注） 「重要経済基盤毀損活動」とは、公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、重要経済基盤に関して我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの（重要経済安保情報を標的としたいわゆるスパイ活動等）や、重要経済基盤に支障を生じさせるための活動であって、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人を当該主義主張に従わせ、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で行われるもの（重要経済基盤を標的とするいわゆるテロリズム）を指します。

　スパイ活動等において取得の対象となる情報としては、重要経済基盤に関し政府の保有する情報で我が国及び国民の安全を確保する観点から保護すべきものが想定される他、政府が関知するに至っている民間保有の機微な情報でその漏えいが我が国及び国民の安全の確保に支障を与えるおそれがあるもの（例えば、我が国における重要物資のサプライチェーン上の脆弱性に関する情報）も含まれ得ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 調査項目 | 該当すると認められる場合に✓印を記載し、又は記録してください。 | 内容 |
| * **情報の取扱いに係る非違の経歴**

評価対象者が、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、懲戒処分や上司からの指導監督上の措置（訓告、厳重注意等）を受けたことがあると認められますか。 | [ ]  認められる |  |
| * **薬物の濫用及び影響**

評価対象者が、所持等が禁止されている薬物を濫用しており、若しくは濫用していた、又は疾病の治療のための薬物をその用量を著しく超えて摂取しており、若しくは摂取していたと認められますか。 | [ ]  認められる |  |
| * **精神疾患**

評価対象者が、表見上、自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失い、若しくは著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況にある、又はあったと認められますか。 | [ ]  認められる |  |
| * **飲酒についての節度**

評価対象者が、飲酒を原因として、けんかなどのトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたことがあると認められますか。 | [ ]  認められる |  |
| * **信用状態その他の経済的な状況**

評価対象者に、住宅、車両若しくは耐久消費財の購入若しくは教育の目的以外の目的での借入れがある、又はあったと認められますか。 | [ ]  認められる |  |
| 評価対象者に、何らかの金銭債務の不履行がある、又はあったと認められますか。 | [ ]  認められる |  |
| 評価対象者に、自己の資力に照らして不相応な金銭消費がある、又はあったと認められますか。 | [ ]  認められる |  |

※　この適性評価の調査方法など、今回の適性評価について相談がある場合は、以下の【〇〇省】相談窓口に申し出ることができます。

適性評価に関連する相談は、内閣府にも申し出ることができます。内閣府に申し出る場合には、以下の内閣府相談窓口にお問い合わせください。

＜【〇〇省】相談窓口＞

省　局　課

住所

電話

電子メール

＜内閣府相談窓口＞

内閣府　局　課

住所

電話

電子メール

**（参考）**

**○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和６年法律第27号）（抄）**

（行政機関の長による適性評価の実施）

第12条　行政機関の長は、次に掲げる者について、その者が重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第10条第１項若しくは第２項の契約（同号において「契約」という。）に基づき重要経済安保情報の提供を受け、若しくは重要経済安保情報を保有する適合事業者の従業者として重要経済安保情報の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者であって、次に掲げるもの以外のもの

イ　当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（第３号において「直近適性評価認定者」という。）のうち、当該適性評価に係る次条第１項の規定による評価対象者への通知があった日から10年を経過していないものであって、引き続き当該おそれがないと認められるもの

ロ　当該行政機関の長が実施した特定秘密直近適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（以下この項において「特定秘密直近適性評価認定者」という。）のうち、当該特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第13条第１項の規定による通知があった日から５年を経過していないものであって、引き続き当該おそれがないと認められるもの

二　当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき重要経済安保情報の提供を受け、若しくは重要経済安保情報を保有する適合事業者の従業者として重要経済安保情報の取扱いの業務を現に行う者であって、当該行政機関の長が直近に実施した適性評価に係る次条第１項の規定による評価対象者への通知があった日から10年（特定秘密直近適性評価認定者である者にあっては、当該行政機関の長が実施した特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第13条第１項の規定による通知があった日から５年）を経過した日以後重要経済安保情報の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれるもの

三　直近適性評価認定者又は特定秘密直近適性評価認定者であって、引き続き重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

２　適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査（以下この条及び第16条第１項において「適性評価調査」という。）を行い、その結果に基づき実施するものとする。

一　重要経済基盤毀損活動（重要経済基盤に関する公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、重要経済基盤に関して我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの並びに重要経済基盤に支障を生じさせるための活動であって、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人を当該主義主張に従わせ、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で行われるものをいう。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）

二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

四　薬物の濫用及び影響に関する事項

五　精神疾患に関する事項

六　飲酒についての節度に関する事項

七　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

３　適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。ただし、第７項の規定の適用を受けて実施する場合においては、当該告知をすることを要しない。

一　前項各号に掲げる事項について適性評価調査が行われる旨

二　適性評価調査を行うため必要な範囲内において、第６項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨

三　評価対象者が第１項第３号に掲げる者であるときは、その旨

４　行政機関の長は、適性評価を実施するときは、第７項の規定の適用を受けて実施される場合を除き、内閣総理大臣に対し、必要な資料を添えて、適性評価調査を行うよう求めるものとする。ただし、当該行政機関の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（当該適性評価が同項の規定の適用を受けて実施される場合を除く。）には、当該行政機関の長が、政令で定めるところにより、自ら適性評価調査を行うものとする。

５　内閣総理大臣は、行政機関の長から前項の規定により適性評価調査を行うよう求められたときは、政令で定めるところにより、当該評価対象者について適性評価調査を行い、当該評価対象者が重要経済安保情報を漏らすおそれに関する意見（第７項において「調査意見」という。）を付して、当該適性評価調査の結果を当該行政機関の長に通知するものとする。

６　適性評価調査を行う内閣総理大臣又は行政機関の長は、適性評価調査を行うため必要な範囲内において、その職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

７　第２項の規定にかかわらず、評価対象者が、適性評価を実施する行政機関の長（以下この項において「実施行政機関の長」という。）以外の行政機関の長又は警察本部長が実施した適性評価（次条第１項（第15条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知があった日から10年を経過しておらず、かつ、第５項（第15条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により内閣総理大臣が当該適性評価に係る適性評価調査を行ったものに限り、当該適性評価の後に実施行政機関の長による適性評価が実施された場合のものを除く。）のうち直近のもの（以下この条において「直近他機関適性評価」という。）において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者である場合において、当該評価対象者について実施行政機関の長が実施する適性評価については、適性評価調査を行わず、直近他機関適性評価において行われた適性評価調査の結果に基づき実施するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、実施行政機関の長の求めに応じ、直近他機関適性評価において行われた適性評価調査の結果及びこれに付した調査意見を当該実施行政機関の長に通知するものとする。

８　前項の規定の適用を受けて実施された適性評価を受けた評価対象者に対して行われた次条第１項の規定による通知は、前条第１項並びにこの条第１項第１号イ及び第２号の規定の適用については、直近他機関適性評価の結果について次条第１項（第15条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による評価対象者への通知が行われた日に行われたものとみなす。

（適性評価の結果等の通知）

第13条　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果（当該適性評価が前条第７項の規定の適用を受けて実施された場合にあっては、その旨を含む。次項及び次条第１項において同じ。）を評価対象者及び内閣総理大臣に対し通知するものとする。

２　行政機関の長は、適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が前条第３項の同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知するものとする。

３　前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第２条第２号に規定する派遣労働者をいう。第16条第２項において同じ。）であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとする。

４　行政機関の長は、第１項の規定により評価対象者に対し重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかった理由を併せて通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。